各 位

会 社 名 株式会社ベルーナ 代表者名 代表取締役社長 安野 清 (コード番号 9997 東証第一部) 問合せ先 管理本部長 大谷 賢 (TEL. 048-771-7753)

2012 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成19年3月8日開催の取締役会において、2012年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 種類

当社が BNY Corporate Trustee Services Limited (以下「受託会社」という。) との間で 2007年3月26日(予定)(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。) 付をもって締結する信託証書(以下「信託証書」という。) に基づき発行する 2012年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)。

2. 本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債につき、本新株予約権付社債を表章する新株予約権付社債券(以下「本新株予約権付社債券」という。)を発行するものとし、本新株予約権付社債券は記名式(Registered form)とする。

3. 本新株予約権付社債券の数量

本新株予約権付社債券の数量は 2,000 枚とする。但し、Goldman Sachs International に付与された下記 12. 記載の権利の行使により本新株予約権付社債が追加発行された場合には、本新株予約権付社債券の数量は最大 2,200 枚とする。なお、確定新株予約権付社債券が発行されるまで、本新株予約権付社債の発行総額を表章する包括新株予約権付社債券 1 枚を発行する。また、本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は減失の場合に適切な証明及び補償を得て代替新株予約権付社債券を発行することがある。

4. 本新株予約権付社債の発行価格(募集価格)

本社債額面金額の 102.5%

本報道発表文は、当社の新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。

5. 本社債に関する事項

(1) 本社債の発行総額(額面金額総額)

100 億円及び Goldman Sachs International に付与された下記 12. 記載の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債額面金額合計額並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額の合計額

(2) 各本社債の額面金額

5,000,000 円。なお、上記 3. 記載の包括新株予約権付社債券の場合は、当該包括新株予約権付社債券が表章する本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額とする。

(3) 各本社債の払込金額 本社債額面金額の 100%

(4) 本社債の払込期日2007年3月26日

(5) 本社債の満期償還

2012年3月31日(償還期限)に本社債額面金額の100%で償還する。

- (6) 本社債の繰上償還
 - (4) 当社の選択による繰上償還
 - ① クリーンアップ条項による繰上償還

残存する本社債の額面金額総額が、下記の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、発行時の本社債の額面金額総額の 10%を下回った場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債所持人に対して、償還日から 30 日以上 60 日以内の事前の繰上償還の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可。)を本社債額面金額の 100%の価額に当該繰上償還期日(当日を含まない。)までの未払経過利息を付して、繰上償還することができる。

② 税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更等により、本社債に関する支払に関し下記 7. (1)記載の特約に基づく追加金の支払の義務があること及び当社が利用できる合理的な手段によってもかかる義務を回避し得ないことを当社が受託会社に了解させた場合、当社は、その選択により、いつでも、本新株予約権付社債所持人に対して、本新株予約権付社債の要項に定める手続きに従い、償還日から 30 日以上 60 日以内の事前の繰上償還の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可。)を償還日として指定された日に本社債額面金額の 100%の価額に当該繰上償還期日(当日を含まない。)までの未払経過利息を付して、繰上償還することができる。但し、その日が本社債に関する支払をなすべき日であると仮定した場合に当社がかかる義務により追加金の支払をなすこととなる最初の日の 90 日前の日より前には上記通知をなすことはできない。

また、かかる通知がなされた時点で残存する本社債の額面金額総額が発行時の本社債の額面金額総額の 10%以上の場合、各本新株予約権付社債所持人は、当社に対して当該償還日の 20 日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債所持人の保有する本社債については繰上償還されないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債の元本、割増価格又は利息の支払につき下記 7.(1)

本報道発表文は、当社の新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。

記載の特約に基づく追加金の支払の義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。

③ 当社が組織再編行為を行う場合の繰上償還

(i) 当社による合併(合併により当社が消滅する場合に限る。) に関する合併契約が 当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当該合併について 当社の取締役会決議がなされた場合)、(ii)当社の事業の全部譲渡若しくは実質的な 全部譲渡(本新株予約権付社債に基づく当社の義務を他の会社に移転又は承継させる 場合に限る。)が当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、 当該事業の全部譲渡若しくは実質的な全部譲渡について当社の取締役会決議がなさ れた場合)、(iii)当社による新設分割若しくは吸収分割(本新株予約権付社債に基づ く当社の義務を他の会社に移転又は承継させる場合に限る。)に関する新設分割計画 若しくは吸収分割契約が当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場 合は、当該新設分割若しくは吸収分割について当社の取締役会決議がなされた場合)、 (iv) 当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることを当 社の株主総会で決議した場合(株主総会決議が不要の場合は、当該株式交換若しくは 株式移転について当社の取締役会決議がなされた場合)、又は(v)日本法に定められた その他の組織再編行為(本新株予約権付社債に基づく当社の義務が他の者に移転又は 承継されるものに限る。)を行う場合(上記(i)乃至(v)のいずれの場合においても、 下記 7. (3) 記載の特約に基づく義務に従った場合に限る。) であって、(A) 下記 7. (3) (ロ)記載の申出を行うことが (法律の公的又は司法上の解釈又は適用について考慮し た結果)法律上又は実務上実行可能でない旨、若しくは、法律上及び実務上実行可能 であるが、当社が最善の努力を尽くしてもかかる申出を本新株予約権付社債の要項に 定める日までに行うことができない旨を当社が受託会社に対し当社の代表取締役が 署名する証明書によって証明した場合には、残存する本新株予約権付社債の全部(一 部は不可。)を、また、(B)かかる申出を行ったが、本新株予約権付社債所持人の全部 又は一部がこれを承諾(信託証書に定める社債権者集会における特別決議による承諾 を含む。)しない場合には、当該承諾をしなかった本新株予約権付社債所持人が保有 する本新株予約権付社債の全部(一部は不可。)を、当社は、償還日から14日以上の 事前の繰上償還の通知を行った上で、本社債の額面金額に対する下記の割合の償還価 額に当該繰上償還期日(当日を含まない。)までの未払経過利息を付して、繰上償還 することができる。

なお、上記合併、事業譲渡、新設分割、吸収分割、株式交換、株式移転及びその他の組織再編行為を併せて、以下「組織再編行為」と総称し、上記各場合を併せて、以下「組織再編行為を行う場合」と総称する。また、上記合併後存続又は設立する会社、当社の事業を譲り受ける会社、新設分割又は吸収分割により本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する他の会社、株式交換又は株式移転により当社の完全親会社となる他の会社、及びその他の組織再編行為により本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する他の会社を併せて、以下「承継会社等」と総称する。

償還日が2007年3月26日から2009年3月31日までの場合 102.5% 償還日が2009年4月1日から2010年3月31日までの場合 102% 償還日が2010年4月1日から2011年3月31日までの場合 101% 償還日が2011年4月1日から2012年3月31日までの場合 100%

本報道発表文は、当社の新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。 また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同新株予約権付社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文のプロス

ペクタスが用いられます。なお、本件においては米国における同新株予約権付社債の募集は行われません。

(ロ) 本新株予約権付社債所持人の選択による繰上償還

(i)当社普通株式が株式会社東京証券取引所(当社普通株式が株式会社東京証券取引 所に上場されていないときは、当社普通株式が上場しているその他の主要な証券取引 所)において上場廃止となった場合(以下「上場廃止事由」という。)、(ii)当社若し くはその子会社が、直近12ヶ月の間に行われたものと合算して、直近の通期若しくは 中間連結財務諸表に表示された当社の資産の総額の 25%以上に相当する資産を第三者 に処分した場合(本新株予約権付社債の要項に記載された一定の例外、及び当社の事 業の全部譲渡若しくは実質的な全部譲渡(本新株予約権付社債に基づく当社の義務を 他の会社に移転若しくは承継させる場合に限る。)に該当する場合を除く。以下「重要 資産譲渡事由」という。)、又は(iii)既に提出済みの大量保有報告書又は変更報告書に 記載されたある者の株券等保有割合が50%を超えた場合(以下「支配権変更事由」とい い、上場廃止事由及び重要資産譲渡事由と併せ「関連事由」と総称する。)には、本新 株予約権付社債所持人は、その選択により、当社に対し、その保有する本社債の全部 又は一部を、本社債額面金額の100%の価額に当該繰上償還期日(当日を含まない。)ま での未払経過利息を付して、償還することを請求することができる。当社は、上場廃 止事由又は重要資産譲渡事由の発生を認識した日から14日以内に本新株予約権付社債 所持人に対して通知を行うものとし、当該通知においては、本新株予約権付社債所持 人が本社債の償還を請求する権利を行使するにあたり必要な手続を明記し、また当該 上場廃止事由又は重要資産譲渡事由の簡潔な説明を付するものとする。支配権変動事 由が発生し、当社が関連する大量保有報告書又は変更報告書により当該支配権変動事 由を認識したときは、当社は、24 時間以内に、受託会社、支払代理人等及び本新株予 約権付社債所持人に対し当該支配権変動事由を通知するものとする。かかる繰上償還 の請求をするためには、本新株予約権付社債所持人は、(i)関連事由が発生した日から 60 日後の日又は(ii)当社が当該関連事由に関し上記通知を行った日のうちいずれか遅 い方の日までに、所定の償還通知書とともに当該本新株予約権付社債券を下記(13)記 載の本社債の支払代理人に預託しなければならない。かかる通知は、当社の書面によ る同意がない限り、取り消し又は撤回することができない。

(7) 買入消却

当社及びその子会社は、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。 当社又はその子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選 択により(当社の子会社が買入れた場合には、当該当社子会社より消却のために当該本新株予 約権付社債の交付を受けた後)、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、 かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は下記 6. (8) に基づき行使で きなくなることにより消滅する。

(8) 債務不履行等による強制償還

信託証書又は本社債に関する義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合で、かつ受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益の喪失の通知を行った場合、当社は、本社債につき期限の利益を失い、本社債を本社債額面金額の100%の価額に当該事由が発生した日(当日を含まない。)までの未払経過利息を付して、直ちに償還しなければならない。

(9) 償還の場所

償還場所は、下記(13)記載の本社債の支払代理人の日本国外における所定の営業所である。

本報道発表文は、当社の新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。

(10) 償還の方法

償還日が営業日でないときは、その翌営業日(但し、当該翌営業日が翌月となるときは、前営業日)に支払を行う。但し、かかる支払の繰上げ又は繰下げにより、その金額の調整は行わない。

(11) 本社債の利率

本社債の額面金額に対して年率1.1%とする。

(12) 本社債の利息支払の方法及び期限

毎年3月31日及び9月30日に各半年分の利息(各本社債の額面5,000,000円につき27,500円)を支払う(年2回後払い)。但し、最初の利払は、2007年9月30日に2007年3月26日(当日を含む。)から2007年9月30日(当日を含まない。)までの期間について、各本社債の額面5,000,000円につき28,111円の利息を支払うものとする。

各本社債の利息は、(i)当該本社債に係る本新株予約権が行使された場合には当該行使の効力発生日の直前の利払日(かかる利払日がない場合には本社債の払込期日)後、又は、(ii)その他の場合には償還期日後には、これを付さない。但し、(ii)の場合において、適式な呈示がなされたにもかかわらず、支払われるべき金額の全額の支払いが不当に留保又は拒絶された場合は、この限りでない。

利払日が営業日でないときは、その翌営業日(但し、当該翌営業日が翌月となるときは、前営業日)に支払を行う。但し、かかる支払の繰上げ又は繰下げにより、その金額の調整は行わない。

利息の支払場所は、下記(13)記載の本社債の支払代理人の日本国外における所定の営業所である。

(13) 本社債の支払代理人

The Bank of New York, London Branch

(14) 本社債の担保又は保証

該当なし

6. 本新株予約権に関する事項

(1) 発行する本新株予約権の総数

2,000 個及び Goldman Sachs International に付与された下記 12. 記載の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債額面金額合計額を 5,000,000 円で除した個数並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額を 5,000,000 円で除した個数の合計数

(2) 本社債に付する本新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とする。

(3) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み

本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 本新株予約権の割当日

2007年3月26日

本報道発表文は、当社の新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。

- (5) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法
 - (1) 種類

当社普通株式

(口) 数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、行使された本新株予約権に係る本社債の額面金額の総額を下記(ハ)、(ニ)及び(ホ)に定める転換価額で除した数とする。但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法(平成17年法律第86号)(以下「会社法」という。)に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

本新株予約権が行使された場合、当該行使の効力発生日の直前の利払日(かかる利払日がない場合には、本社債の払込期日。当日を含む。)から当該効力発生日までの間の当該本新株予約権に係る本社債の経過利息に関しては、調整は行わない。

- (ハ) 転換価額は、当初、当社の代表取締役安野清又は常務取締役島野武夫が、本新株予約権付 社債の発行に係る当社取締役会の授権に基づき、かかる取締役会開催日又はその翌日(い ずれも日本時間)に、本新株予約権付社債に関して当社と下記 12. 記載の幹事引受会社と の間で締結される引受契約書の締結直前の当社普通株式の普通取引の終値の 30%以上で、 ユーロ市場における市場慣行に従った転換社債型新株予約権付社債のブックビルディン グ方式により把握される投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。
- (二) 組織再編行為による償還に関し、当社が上記 5.(6)(イ)③に基づき通知を行った場合、転換価額は、当該通知の日(当日を含む。)から、下記のとおり修正されるものとする。

| 修正日 | 修正後転換価額 |
|----------------------------------|---------------------------|
| 2007年9月30日以前の場合 | A |
| 2007年10月1日から2008年3月31日以前の場合 | $A + (B - A/10) \times 1$ |
| 2008年4月1日から2008年9月30日以前の場合 | $A + (B - A/10) \times 2$ |
| 2008年10月1日から2009年3月31日以前の場合 | $A + (B - A/10) \times 3$ |
| 2009年4月1日から2009年9月30日以前の場合 | $A+(B-A/10)\times 4$ |
| 2009年10月1日から2010年3月31日以前の場合 | $A + (B - A/10) \times 5$ |
| 2010年4月1日から2010年9月30日以前の場合 | $A+(B-A/10)\times 6$ |
| 2010年 10月 1日から 2011年 3月 31日以前の場合 | $A + (B - A/10) \times 7$ |
| 2011年4月1日から2011年9月30日以前の場合 | $A+(B-A/10)\times 8$ |
| 2011年10月1日から2012年3月31日以前の場合 | $A + (B - A/10) \times 9$ |

上記において、当初、A は、2007 年 3 月 8 日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値、B は、上記(ハ)記載のとおり決定される当初転換価額とするが、下記(ホ)に定める転換価額の調整に準じて適宜調整されるものとする。

(ホ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当 社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(新株予約権の行使 及び転換予約権付株式の転換予約権の行使の場合等を除く。)には、次の算式により調整 される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保 有するものを除く。)の総数をいう。

本報道発表文は、当社の新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。

 既発行
 発行又は × 1株当りの発行 × 又は処分価額

 株式数 + 時価

 調整後
 =
 調整前

 転換価額
 転換価額

既発行株式数 + 発行又は処分株式数

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当てを含む。)又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
 - (イ) 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとする。
 - (p) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額と する
- (7) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

X

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権の行使は本社債の現物出資によりなされ、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使期間が終了しこれに伴い本新株予約権は消滅する等、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、上記(5)(ハ)記載のとおり決定される当初の転換価額を前提とした本新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、本社債に本新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

(8) 本新株予約権を行使することができる期間

2007 年 3 月 30 日から 2012 年 3 月 17 日における下記 8. (1)記載の新株予約権行使受付代理人の営業終了時(行使請求地時間)までとする。

但し、(A) 当社が上記 5. (6) (イ) ①乃至③のいずれかにより本社債を繰上償還する場合(上記 5. (6) (イ) ②但書記載の繰上償還を受けないことが選択された本社債を除く。)には、償還日の東京における 3 営業日前の日における下記 8. (1) 記載の新株予約権行使受付代理人の営業終了時(行使請求地時間)後、(B) 本社債が上記 5. (6) (ロ) により繰上償還される場合には、償還通知書が本新株予約権付社債の要項に従って上記 5. (13) 記載の本社債の支払代理人に預託された時より後、(C) 上記 5. (7) 記載の買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時より後、又は、(D) 当社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日後は、それぞれ、本新株予約権を行使することはできないものとする。

但し、(x)いかなる場合も 2012 年 3 月 17 日より後は本新株予約権を行使することはできないものとし、また、(y)当社が組織再編行為を実行するために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、本新株予約権は、当社が定める期間(かかる期間は、30 日を超えることはできず、当該組織再編行為の効力発生日の 14 日後の日以前に終了するものとする。) は行使することができないものとする。さらに、(z)新株予約権の行使の効力発生日が利払日の 15 日前の日(当日を含む。) から当該利払日(当日を含む。) までの期間に該当する場合は、本新株予約権を行使することはできないものとする。当社は、本新株予約権

本報道発表文は、当社の新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。

付社債所持人及び受託会社に対して、上記(y)記載の本新株予約権の行使の停止を決定した旨及び停止期間を、当該停止期間が開始する30日以上前に通知するものとする。

(9) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(10) 本新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

- (11) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算 規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の 結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (n) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 (イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(12) 本新株予約権の行使の効力

下記 8. (1) 記載の新株予約権行使受付代理人に本新株予約権付社債券及びその他行使請求に必要な書類が預託され、その他行使請求に必要な条件が満たされた日の午後 11 時 59 分に本新株予約権の行使の請求があったものとみなされ、従って、本新株予約権の行使の効力は、かかる時刻(日本においては当該時刻に相当する翌暦日における時刻)に発生する。

7. 特約

(1) 追加支払

本社債の元本、割増価格及び利息に関する支払につき、日本国又はその他日本の課税権者により課せられる現在又は将来の公租公課を源泉徴収又は控除すべきことを法令により要求される場合、当社は、本新株予約権付社債の要項に従い、一定の場合を除き、本新株予約権付社債所持人に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるように追加金を支払う。

(2) 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の連結子会社(本新株予約権付社債の要項に定義する。以下本号において同じ。)は、(A)外債(以下に定義する。)に関する支払、(B)外債の保証に基づく支払又は(C)外債に関する補償その他これらに類する他の債務に基づく支払を担保する目的で、当該外債の所持人の利益のために、当社又は当社の連結子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、(x)当該外債又はその保証若しくは補償その他これらに類する他の債務にかかる上記担保と同様の担保を受託会社の満足する形で本新株予約権付社債にも同時に付す場合、又は(y)受託会社の完全な裁量において本新株予約権付社債所持人にとって重大な不利益とはならないと判断される担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも同時に付す場合又は本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも同時に付す場合は、この限りでない。

「外債」とは、当社又はその他の者が発行するボンド、ディベンチャー、ノートその他これに類する証券(満期が1年を超えるものに限る。)で、(A)外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券、又は円貨建でその元本総額の50%超が当社若しくは当社の連結子会社により又は当社若しくは当社の連結子会社の承認を得て当初日本国外で募集

本報道発表文は、当社の新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。

される証券で、かつ、(B)日本国外の証券取引所、店頭市場又はその他の類似の証券取引市場で、取引相場があり、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれが予定されているものをいう。

(3) 当社が組織再編行為を行う場合の特約

当社による組織再編行為について提案がなされた場合、当社は、受託会社に対しては書面にて、本新株予約権付社債所持人に対しては本新株予約権付社債の要項に従い、かかる提案及び本新株予約権付社債に関する提案について通知を行うものとする。かかる通知には予定される当該組織再編行為の効力発生日を明記するものとする。また、当社が組織再編行為を行う場合、当社はさらに、受託会社に対しては書面にて、本新株予約権付社債所持人に対しては本新株予約権付社債の要項に従い、その旨及び予定される当該組織再編行為の効力発生日について通知を行うものとする。

- (イ) 当社が組織再編行為を行う場合、(i)その時点において(法律の公的又は司法上の解釈又は適用について考慮した結果)法律上実行可能であり、(ii)その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ(以下の合意が必要な場合において)本新株予約権付社債の要項に従い受託会社と合意しているか又は合意可能であり、かつ(iii)その実行のためにその全体に照らして当社が不合理であると判断する費用や支出(租税債務を含む。)を当社又は承継会社等に生じさせることがない限りにおいて、当社は、承継会社等をして、本社債の債務者とするための本新株予約権付社債の要項に定める措置及び本新株予約権に代わる新たな新株予約権(以下「承継会社等の新株予約権」という。)の交付をさせるよう最善の努力を尽くすものとする。
- (ロ) 上記(イ)に定める事項が(i)その時点において(法律の公的又は司法上の解釈又は適用について考慮した結果)法律上実行可能でないか、(ii)その実行のための仕組みが構築されておらず、かつ構築可能でないか、又は(iii)その実行のためにその全体に照らして当社が不合理であると判断する費用若しくは支出(租税債務を含む。)を当社又は承継会社等に生じさせる場合であり、その旨を当社が受託会社に対し当社の代表取締役が署名する証明書によって証明した場合には、その時点において(法律の公的又は司法上の解釈又は適用について考慮した結果)法律上及び実務上実行可能である限りにおいて、本新株予約権付社債所持人に対し、その保有していた本新株予約権付社債と同等の経済的利益を提供する旨の申出を行うか又は承継会社等をしてかかる申出を行わせるよう最善の努力をしなければならない。なお、その全体に照らして当社が不合理であると判断する費用又は支出(租税債務を含む。)を当社又は承継会社等に生じさせることなく、(法律の公的又は司法上の解釈又は適用について考慮した結果)法律上及び実務上実行可能である場合には、当社は、承継会社等をして、かかる経済的利益の一部として、承継会社等の新株予約権を交付させるよう最善の努力をしなければならない。
- (4) 上記(3)に定める承継会社等の新株予約権は、以下の条件に基づきそれぞれ交付されるものとする。
 - (イ) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の本新株予 約権付社債所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

(p) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社等の普通株式とする。

本報道発表文は、当社の新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。

(ハ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記 6. (5) (二) と同様な調整に服する。

- (i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に 承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前 に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織 再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価 額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその 他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値(独立のフィナ ンシャル・アドバイザー(本新株予約権付社債の要項に定義する。以下本号におい て同じ。)に諮問し、その意見を十分に考慮した上で、当社が決定するものとする。) を承継会社等の普通株式の時価(本新株予約権付社債の要項に定義する。)で除し て得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- (ii) その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会 社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新 株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済 的利益と同等の経済的利益(独立のフィナンシャル・アドバイザーに諮問し、その 意見を十分に考慮した上で、当社が決定するものとする。) を受領できるように、 転換価額を定める。
- (二) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算 定方法

承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会 社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同 額とする。

(ホ) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は上記(3)(イン若しくは(n)記載の特約に基づき承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、上記 6.(8)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

- (^) 承継会社等の新株予約権の行使の条件
 - 承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (ト) 承継会社等の新株予約権の取得条項
 - 承継会社等の新株予約権の取得条項は定めない。
- (チ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び 資本準備金に関する事項
 - (i) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本 金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上 げるものとする。
 - (ii) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本 準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資 本金の額を減じた額とする。

本報道発表文は、当社の新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。 また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証

(リ) 組織再編行為が生じた場合 上記(3)及び本(4)に準じて決定する。

(ヌ) その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する当社普通株式の数につき、1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

- 8. 新株予約権行使受付代理人、カストディアン及びレジストラー
 - (1) 新株予約権行使受付代理人

The Bank of New York, London Branch

(2) カストディアン

The Bank of New York, London Branch

(3) レジストラー

The Bank of New York

9. 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債所持人は、本新株予約権付社債券について、無記名式の新株予約権付社債券とすることを請求することはできないものとする。

10. 準拠法

英国法

11. 発行場所

連合王国ロンドン市

12. 募集地域及び方法

Goldman Sachs International を共同主幹事引受会社兼ブックランナー、Mitsubishi UFJ Securities International plc を共同主幹事引受会社とする幹事引受会社団の総額買取引受による欧州を中心とする海外市場(但し、米国を除く。)における募集。買付の申込みは本新株予約権付社債の条件決定日の翌日の午前8時(日本時間)までに行われるものとする。

なお、Goldman Sachs International には、2007年3月21日までに当社に通知することにより、本社債額面金額合計額10億円を上限として追加的に本新株予約権付社債を買い取る権利を付与する。

13. 上場

本新株予約権付社債をシンガポール取引所に上場する。

14. その他

当社株式に関する安定操作取引は行わない。

以 上

本報道発表文は、当社の新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。

ご参考

1. 資金使途

(1) 調達資金の使途

物流センターの拡充に関連する設備投資、システム投資、国内転換社債償還資金及び一般運 転資金(但し、アドバンスド・ファイナンス事業には充当しないものとします。) に充当す る予定です。

(2) 前回調達資金の使途の変更 該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

本新株予約権付社債の発行による平成19年3月期の連結及び単体の業績予想(平成19年1月31日発表)の変更はございません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題と位置付けており、株式分割や自己株式の 買入消却を実施してきました。前連結会計年度中に自社株を1,175百万円取得し、当連結会 計年度中では2,637百万円を取得する見込みです。また、平成18年3月31日現在の株主に 対し、1株に2株の割合をもって株式分割を実施いたしました。今後も株主利益還元を経営 の重要課題として取り組んでまいります。

(2) 配当決定に当たっての考え方

上記の方針に基づき、配当の決定にあたっては、配当と自社株買いを合わせて連結ベース当期純利益の30%を毎期還元することを基本目標とします。(但し、利益及び発行株式数の変動等により数%の増減が発生する場合があります)。この基本方針に従って、平成18年3月期の1株当り配当金を25円から30円に増配いたしました。この結果、平成18年3月期の配当性向は10.9%となりました。平成18年3月期において、自己株式取得金額の連結当期純利益に対する割合は17.0%でしたので、配当性向と自社株買いをあわせた総還元性向は27.9%となりました。また当連結会計年度より中間配当を実施しております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、将来の企業価値を増大させるための投資を優先し長期的視点で運用を図ってまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等(連結)

| | 平成16年3月期 | 平成17年3月期 | 平成18年3月期 |
|------------|----------|----------|-----------|
| 1 株当り当期純利益 | 306.57 円 | 293.63 円 | 274. 95 円 |
| 1 株当り年間配当金 | 25 円 | 25 円 | 30 円 |
| 配当性向 | 8.2% | 8.5% | 10.9% |
| 株主資本利益率 | 16.2% | 14.8% | 13. 1% |
| 株主資本配当率 | 1.3% | 1.1% | 1.1% |

- (注) 1. 株主資本利益率は、当期純利益を株主資本(期首の資本の部又は純資産の部合計と 期末の資本の部又は純資産の部合計の平均)で除した数値であります。
 - 2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本(期首の資本の部又は純資産の部合計と期末の資本の部又は純資産の部合計の平均)で除した数値であります。
 - 3. 配当性向は、1 株当り年間配当金を1 株当り当期純利益で除すことにより算出しております。

本報道発表文は、当社の新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。

4. 当社は、平成 16 年 5 月 20 日付をもって株式 1 株を 1.1 株に分割しております。 当社は、平成 17 年 5 月 20 日付をもって株式 1 株を 1.1 株に分割しております。 当社は、平成 18 年 4 月 1 日付をもって株式 1 株を 2 株に分割しております。 なお、平成 17 年 3 月期及び平成 18 年 3 月期の 1 株当り当期純利益は、株式分割が 期首に行われたものとして計算しております。

3. その他

- (1) 潜在株式による希薄化情報等 転換価額が未定のため、算出しておりませんが、決定次第お知らせいたします。
- (2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等
 - ① エクイティ・ファイナンスの状況 該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

| | 0 3 21 7 7 3 1 1 1 | 平成16年3月期 | 平成17年3月期 | 平成18年3月期 | 平成19年3月期 |
|---------|--------------------|----------|----------|----------|-----------|
| 始 | 値 | 1,521 円 | 1,714円 | 1,860円 | 2,615 円 |
| 高 | 店 | 5, 130 円 | 4,530円 | 5, 480 円 | 9. 750 ⊞ |
| 同 | 値 | □3,930 円 | □3,800 円 | □2,705 円 | 2,750 円 |
| <i></i> | <i>(</i> -±- | 3, 170 円 | 3,300円 | 3,060円 | 1 FF0 III |
| 安 | 値 | □3,680 円 | □3,600 円 | □2,575 円 | 1,553円 |
| 終 | 値 | 1,691 円 | 1,875円 | 2,620 円 | 1,637 円 |
| 株価」 | 収益率 | 12.13 倍 | 12.77 倍 | 9.53 倍 | _ |

- (注) 1. 平成19年3月期株価については、平成19年3月7日現在で表示しています。
 - 2. □印は株式分割による権利落後の株価を示しております。
 - 3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。
 - 4. 当社は、平成 16 年 5 月 20 日付をもって株式 1 株を 1.1 株に分割しております。 当社は、平成 17 年 5 月 20 日付をもって株式 1 株を 1.1 株に分割しております。 当社は、平成 18 年 4 月 1 日付をもって株式 1 株を 2 株に分割しております。 なお、平成 18 年 3 月期の株価収益率を、権利落ち前の終値(平成 18 年 3 月 27 日) で計算すると 19.93 倍となります。

本報道発表文は、当社の新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。